



長野県報

3月31日(金)
平成18年
(2006年)
号 外

目 次

条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) 2

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 4

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則(税務課) 8

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 地方税法の一部改正等に伴い、次のように改正するほか、所要の改正をしました。

(1) 不動産取得税

ア 土地・住宅に係る特例措置(税率4%→3%)について、次のとおりとしました。

(7) 住宅及び住宅用地等については平成21年3月31日まで延長しました。

(4) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋については廃止しました。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を3.5%とする経過措置を行うこととしました。

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について平成21年3月31日まで延長しました。

(2) 県たばこ税

ア 税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき105円(旧3級品の紙巻たばこについては50円)引き上げることとしました。

イ 平成18年7月1日以前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に對して、手持品課税を行います。

(3) 自動車税

ア 環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置(自動車税のグリーン化)を次のように行うこととしました。

(7) 環境負荷の小さい自動車

対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化し、次の特例措置を行うこととしました。

a 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車(新☆☆☆☆)で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね50%軽減することとしました。

b 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車(新☆☆☆☆)で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね25%軽減することとしました。

(4) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年(ガソリン車(LPG車を含む。))については13年)を経過する自動車の税率を概ね10%重課する特例措置を延長しました。

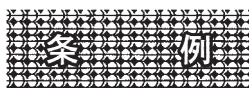
(4) 課税免除及び不均一課税

農村工業等導入地区等における課税免除等について、以下のとおり適用期間の延長を行いました。

ア 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の改正に合わせて、農村工業等導入地区における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成20年3月31日まで延長しました。

イ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の改正に合わせて、中部圏開発整備法の都市開発区域内において一定の工業生産設備を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税に係る不均一課税の適用期限を平成20年3月31日まで延長しました。

2 この条例は、平成18年4月1日(1(2)については平成18年7月1日)から施行します。



条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第34号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項の表中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、「資本の金額又は出資金額と」を削り、「第2条第17号」を「第2条第16号」に、「資本積立金額又は同条第17号の3」を「資本金等の額又は同条第17号の2」に、「連結個別資本積立金額との合計額」を「連結個別資本金等の額」に、「次号から第4号まで及び第3項において」を「以下」に、「資本の金額又は出資金額を」を「資本金の額又は出資金の額を」に改め、同条第3項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第29条の2第1項第4号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第34条第1項第1号のイ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第3号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第3項中「定」を「定め」に、「本節中法人に関する」を「この節の」に改め、「これに」を削る。

第34条の2第1項第1号のイ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第3号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「第3項」を「第4項」に、「同条第4項及び第5項」を「同条第5項及び第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第35条第2項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第36条第1項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号のイ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号のイ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第38条第2項及び第39条の2第1項第3号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第41条の4中「793円」を「898円」に改める。

第61条第2項中「又は第13条」及び「(法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)」を削り、同条第3項中「又は第13条」を削る。

第144条第1項の表の農村工業等導入地区の項及び第145条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第2条第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第13条の3中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第14条の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第2項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第16条の2中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第16条の3第1項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日」に改め、同条第3項中「平成15年4月1日から平成17年12月31日」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日」に、「おけるこれら」を「おける第40条の12の2第1項又は附則第16条第3項」に、「(当該価格のうち)」を「のうち」に、「額」を「額」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第17条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

附則第17条の2第1項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第17条の2第1項第3号から第5号までを削り、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令附則第10条の2に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則附則第5条の2第1項に規定する許容限度（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するものに対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第17条の2第4項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項に規定するもの（第6項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則附則第5条の2第4項に規定す

る許容限度(第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。))を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車と同条第5項」を「もので施行規則附則第5条の2第4項」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第5項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第17条の2第6項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第6項」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車と同条第8項」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

附則第19条第2項中「電気自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第12条第2項に規定するもの又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第4項に規定するもの」を「附則第17条の2第1項に規定する電気自動車等」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第5項に規定するもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、附則第17条の2第3項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第12条の2の2第6項に規定するもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で施行規則附則第12条の2の2第7項に規定するものにあつては、100分の2)を控除した率とする。

附則第23条第2項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第24条中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日」に改め、「工場用の建物又はその敷地である」を削り、同条に次の1項を加える。

2 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得した第145条第1号に規定する工場用の建物に係る同条の規定の適用については、同号中「100分の2」とあるのは、「100分の1.75」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第41条の4及び附則第17条の改正規定並びに附則第8項から附則第14項までの規定は、同年7月1日から施行する。

(事業税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第34条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の長野県県税条例(次項において「旧条例」という。)附則第14条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。

6 新条例附則第16条の3第1項及び第2項の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第16条の3第3項の規定は、平成18年1月1日以後の新条例第40条の12の2第1項又は附則第16条第3項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する規定の適用)

- 8 平成18年7月1日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 指定日前に長野県県税条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第41条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第14項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき105円
- (2) 新条例附則第17条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円
- 10 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 11 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第9条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に

提出されたものとみなす。

- 12 附則第10項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 13 附則第9項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第41条の5及び第41条の7から第41条の9までの規定を除く。)を適用する。この場合において、新条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは、「長野県県税条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第34号)附則第9項」とする。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第9項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する規定の適用)

- 15 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

- 16 新条例附則第19条第2項及び第4項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第30号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第52条の3第1項第3号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第85条の4第1項中「通院医療費受給者番号が記載されている」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された」に改める。

第85条の5第2号のク及び第102条の10第2号のク中「、障害名」を「及び障害名」に改め、「及び通院医療費受給者番号(精神障害者保健福祉手帳の場合に限る。)」を削る。

様式第8号の自動車税用を次のように改める。